

お
く
や
み
ハ
ン
ド
ブ
ツ
ク



常総市
JOSO CITY

ご遺族の方へ

ご遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

常総市では、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。こちらに掲載している手続きがすべてではございませんが、必要に応じてご利用ください。

常総市役所 0297-23-2111（代表） 平日 8:30～17:15

もくじ

来庁時の持ち物について	P.2
身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）	P.3
市役所で行う各種手続きチェックリスト	P.4
市役所内の手続き	
1 住民登録	P.5
2 保険年金	P.6
3 税金	P.9
4 介護保険	P.10
5 障がい福祉	P.11
6 上下水道	P.13
7 その他	P.14
市役所外の官公署での手続き	P.16
亡くなられた方が会社員だった場合	P.19
亡くなられた方が個人事業主だった場合	P.20
少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト	P.21
相続に関する手続きチェックリスト	P.23
法定相続情報証明制度について	P.25
相続登記制度について	P.26
委任状	P.27

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

お手続きによって必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（朱肉をつかうもの※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に葬祭費を支給する制度があります。
詳細は6ページをご覧ください。
- 介護保険被保険者証
- 医療福祉費受給者証（マル福）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

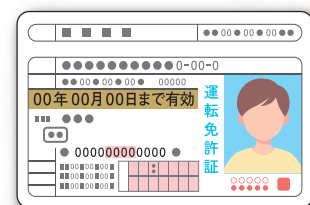
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (22 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<p>(23 ページ参照)</p>
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (24 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (23 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (24 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

市役所で行う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カード・市民カード(印鑑登録証)を持っていた	P.5
保険年金	<input type="checkbox"/>	常総市国民健康保険に加入していた	P.6
	<input type="checkbox"/>	茨城県後期高齢者医療保険に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	常総市の医療福祉費制度を利用していた	P.7
	<input type="checkbox"/>	国民年金を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	厚生年金を受給していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市内に土地や家屋を所有していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	バイク(排気量125cc以下)やトラクター(農耕作業用)を所有していた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.10
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証・いばらき身障者等用駐車場利用証を持っていた	P.11
	<input type="checkbox"/>	各種手当(特別障害者手当・障害児福祉手当・在宅心身障害児童福祉手当・特別児童扶養手当)を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済に加入・受給していた	P.12
上下水道	<input type="checkbox"/>	上水道を使用していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	下水道を使用していた	
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用していた	
その他	<input type="checkbox"/>	指定難病特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療費受給者証・肝炎治療受給者証等を持っていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	児童手当、児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	P.15
	<input type="checkbox"/>	空き家を所有していた・死亡により空き家となった	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

1 住民登録

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カード・市民カード（印鑑登録証）を持っていた

手続き 手続き及びカード返却の必要はありません。

手続き詳細

亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カード、市民カード（印鑑登録証）をお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。

※亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）は、死亡後の手続きで必要な場合がありますので、マイナンバーカードや個人番号通知カードは、しばらく保管しておくことをおすすめします。

問い合わせ先

市民課

内線：1110

暮らしの窓口課

内線：8011

必要なもの

手続き及びカード返却の必要はありません。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

2 保険年金

☑ 常総市国民健康保険に加入していた

手続き 葬祭費の請求

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が常総市の国民健康保険の加入者であった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。お受け取りには、請求が必要です。被保険者証や限度額適用認定証などは、病院などでの医療費の清算後返却してください。	健康保険課 国保 内線：1210・1212 暮らしの窓口課 内線：8027
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証、限度額適用認定証など <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の印鑑（朱肉をつかうもの） <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の銀行口座番号（通帳など） <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀の領収証 ※葬祭を行った方以外が、代理で葬祭費を申請する場合、委任状が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。	

☑ 茨城県後期高齢者医療保険に加入していた

手続き 葬祭費の請求

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が茨城県後期高齢者医療保険の加入者であった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。お受け取りには、請求が必要です。被保険者証や限度額適用認定証などは、病院などでの医療費の清算後返却してください。	健康保険課 後期高齢 内線：1250・1251 暮らしの窓口課 内線：8027
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証、限度額適用認定証など <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の印鑑（朱肉をつかうもの） <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の銀行口座番号（通帳など） <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀の領収証 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の本人確認書類（運転免許証など） ※葬祭を行った方以外が、葬祭費を受給する場合、委任状が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。	

2 保険年金

常総市の医療福祉費制度を利用していた

手続き 受給者証の返却

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が、医療福祉費受給者証（マル福）、すくすく医療費受給者証を持っていた場合は、返却してください。	健康保険課 医療福祉 内線：1252 暮らしの窓口課 内線：8026
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 医療福祉費受給者証（マル福） <input type="checkbox"/> すくすく医療費受給者証	

国民年金

手続き 国民年金未支給年金請求

手続き詳細	問い合わせ先
国民年金を受給している方が亡くなったときに、亡くなった月分までの年金について、未支給年金として生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。お受け取りには、請求が必要です。	健康保険課 年金 内線：1231・1230 暮らしの窓口課 内線：8027
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の親族関係を明らかにする戸籍など	

MEMO

厚生年金

手続き **厚生年金未支給年金請求・遺族厚生年金請求**

手続き詳細	問い合わせ先
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備のうえ、事前にお問い合わせください。お問い合わせ先は、全国の年金事務所になります。</p>	<p>全国の年金事務所 下館年金事務所 ☎ 0296-25-0829</p>
必要なもの	
<p>年金事務所にお問い合わせください。</p>	

農業者年金

手続き **農業者年金未支給年金請求（受給者死亡届）**

手続き詳細	問い合わせ先
<p>受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。</p>	<p>農業委員会事務局 内線：2510</p>
必要なもの	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の戸籍 <input type="checkbox"/> 請求者のJAの通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉をつかうもの） 	

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

3 税金

市内に土地や家屋を所有していた

手続き 納税管理人の変更

手続き詳細	問い合わせ先
<p>亡くなられた方が市内に土地や家屋を所有している場合、「相続人代表者指定届」を提出していただきます。「相続人代表者指定届」は税務課にあります。</p> <p>また、未登記の家屋がある場合は、税務課に「未登記家屋台帳所有者訂正申告書」を提出していただく必要があります。</p>	<p>税務課 内線：1620・1621</p>
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届	

バイク（排気量125cc以下）やトラクター（農耕作業用）を所有していた

手続き 名義変更もしくは廃車の届出

手続き詳細	問い合わせ先
<p>亡くなられた方が排気量125cc以下のバイクや農耕作業用トラクターを所有していた場合、廃車または譲渡と名義変更の手続きが必要です。</p>	<p>税務課 内線：1614</p>
必要なもの	
<input type="checkbox"/> ナンバープレート	

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

4 介護保険

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 介護保険被保険者証、各種認定証の返却

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を持っていた場合は、介護保険施設などの利用料の清算後返却してください。	幸せ長寿課 内線：4230・4231
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	

MEMO

5 障がい福祉

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証・いばらき身障者等用駐車場利用証を持っていた

手続き

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、いばらき身障者等用駐車場利用証の返却

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、いばらき身障者等用駐車場利用証を持っていた場合は、返却してください。	社会福祉課 内線：4133・4134
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> いばらき身障者等用駐車場利用証	

- 各種手当（特別障害者手当・障害児福祉手当・在宅心身障害児童福祉手当・特別児童扶養手当）を受給していた

手続き

受給者の変更、資格喪失の手続き

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が、各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅心身障害児童福祉手当、特別児童扶養手当）を受給していた場合は、異動届を提出してください。	社会福祉課 内線：4133・4134
必要なもの	
お問い合わせください。	

MEMO

6 上下水道

上水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓の手続き

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が使用名義人の場合、新しい使用名義への変更手続き、または使用されない場合、閉栓の手続きが必要となります。	水道課 ☎ 23-1881
必要なもの	
お問い合わせください。	

下水道を使用していた

手続き 使用者・人数変更または休止の手続き

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方の下水道の使用状況に応じて下記の手続きが必要となります。 【井戸水のみを使用している場合】 下水道の休止手続き、世帯人数の変更手続き、使用者の名義変更手続きが状況に応じて必要となります。 【上水道と井戸水を併用して使用している場合】 世帯人数の変更手続きが必要となります。その他の手続きは水道課ですることができます。 【上水道のみを使用している場合】 基本的に上水道の手続きが下水道にも反映されます。	下水道課 内線：4831
必要なもの	
お問い合わせください。	

浄化槽を使用していた

手続き 管理者変更または休止・廃止の手続き

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が浄化槽管理者の場合、新しい管理者への変更報告書の提出、または使用されない場合、休止・廃止届書の提出が必要となります。	下水道課 内線：4820
必要なもの	
お問い合わせください。	

7 その他

☑ 指定難病特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療費受給者証・ 肝炎治療受給者証などを持っていた

手続き 指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証、
肝炎治療受給者証などの返却

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が、各種医療費（指定難病特定医療費、小児慢性特定疾病医療費、肝炎治療費）を受給していた場合は、届出と一緒に受給者証などの返却をしてください。	つくば保健所 ☎ 029-851-9291 保健推進課 ☎ 23-3111
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 各種受給者証・手帳など	

☑ 児童手当、児童扶養手当を受給していた

手続き 資格喪失の手続き、未支給分の請求

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が児童手当や児童扶養手当の受給者となっていた場合、資格喪失の手続きや未支給分の手当の請求手続きなどが必要です。詳しくはこども課へお問い合わせください。	こども課 内線：1330
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉をつかうもの）	

☑ 農地を所有していた

手続き 農地を相続により取得した場合、その旨の届出

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が農地を所有していた場合、状況によって必要な届出をご案内しますので、詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。	農業委員会事務局 内線：2510
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 登記完了証または登記事項証明書など （相続登記が完了し法務局から発行されたもの）	

7 その他

空き家を所有していた・死亡により空き家となった

手続き 空き家についての相談

手続き詳細	問い合わせ先
<p>空き家の売却、賃貸は「空家等バンク制度」をご利用ください。 その他のご相談は、都市計画課住宅・空家対策係へお問い合わせください。</p>	<p>都市計画課 内線：2730・2731</p>
必要なもの	
<p>お問い合わせください。</p>	

MEMO

市役所外の官公署での手続き

☑ 特別永住者証明書・在留カードを持っている方

手続き 特別永住者証明書・在留カードの返却

手続き詳細	問い合わせ先
<p>「特別永住者証明書」・「在留カード」については、居住地を管轄する地方出入国在留管理官署 に直接持参していただくか、必要書類を添付した上、下記の返納先に送付して返納してください。詳しくは東京出入国在留管理局にお問い合わせください。</p> <p>【送付による場合の返納先】 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局おだいば分室 宛 ※ 封筒の表に「在留カード等返納」と表記してください。</p>	<p>東京出入国在留管理局 ☎ 0570-034259</p>
必要なもの	
<p><input type="checkbox"/> 返却するカード (郵送による返却の場合は添付書類が必要です。 詳しくは東京出入国在留管理局にお問い合わせください。)</p>	

☑ 外国籍を持っている方

手続き 本国や駐日大使館・領事館への死亡の届出

手続き詳細	問い合わせ先
<p>日本の市役所に死亡届を提出した後、亡くなられた方の本国や駐日大使館・領事館での死亡届も必要です。</p>	<p>各国本国 各国駐日大使館・領事館</p>
必要なもの	
<p>各国駐日大使館・領事館にお問い合わせください。</p>	

☑ 相続税の対象の方

手続き 相続税の申告と納付

手続き詳細	問い合わせ先
<p>税務署へお問い合わせください。</p>	<p>下館税務署 ☎ 0296-24-2121</p>
必要なもの	
<p>お問い合わせください。</p>	

市役所外の官公署での手続き

✓ 所得があった

手続き 所得税確定申告

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方の所得の状況によって、相続人が1月1日から死亡日までの所得金額及び税額を計算して申告する必要があります。 (準確定申告)	下館税務署 ☎ 0296-24-2121
必要なもの	
お問い合わせください。	

✓ 普通自動車（白いナンバー）などを所有していた

手続き 自動車などの廃車・名義変更

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が所有していた普通自動車及び125cc超の二輪車の廃車・名義変更などについては、茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所にお問い合わせください。	関東運輸局茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2018
必要なもの	
お問い合わせください。	

✓ 軽自動車（黄色いナンバー）を所有していた

手続き 軽自動車などの廃車・名義変更

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が所有していた軽自動車の廃車・名義変更などについては、軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所にお問い合わせください。	軽自動車検査協会 茨城事務所土浦支所 ☎ 050-3816-3106
必要なもの	
お問い合わせください。	

MEMO

.....

.....

.....

.....

不動産の名義変更（相続による移転登記）

手続き **不動産の所有権移転登記**

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が不動産を所有していた場合、不動産のある管轄法務局にご相談ください。	水戸地方法務局下妻支局 ☎ 0296-43-3935
必要なもの	
お問い合わせください。	

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 下館税務署 ☎ 0296-24-2121
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	更新手続きのお知らせの停止	常総警察署 ☎ 0297-22-0110 平日 8:30 ~ 17:15
健康保険	<input type="checkbox"/>	葬祭費(埋葬料)の請求	各健康保険組合
公的年金	<input type="checkbox"/>	未支給年金・遺族年金	全国の年金事務所 ※共済年金の場合は、各共済組合
特別永住者証 在留カード(外国籍の方)	<input type="checkbox"/>	カードの返納	東京出入国在留管理局 ☎ 0570-034259 (ナビダイヤル) ☎ 03-57967234
外国籍を持っている方	<input type="checkbox"/>	本国や駐日大使館・領事館 への死亡の届出	各国 各国駐日大使館・領事館
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	相続の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	下館税務署 ☎ 0296-24-2121
軽自動車(黄色いナンバー)	<input type="checkbox"/>	軽自動車の廃車、 名義変更	軽自動車検査協会 茨城事務所 ☎ 050-3816-3106
普通自動車(白いナンバー)	<input type="checkbox"/>	普通自動車の廃車、 名義変更	関東運輸局茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2018
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋の所有者移転 (相続)登記など	水戸地方法務局下妻支局 ☎ 0296-43-3935

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です。」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

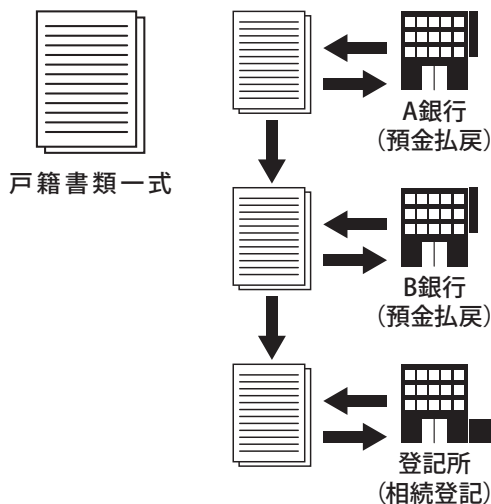
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

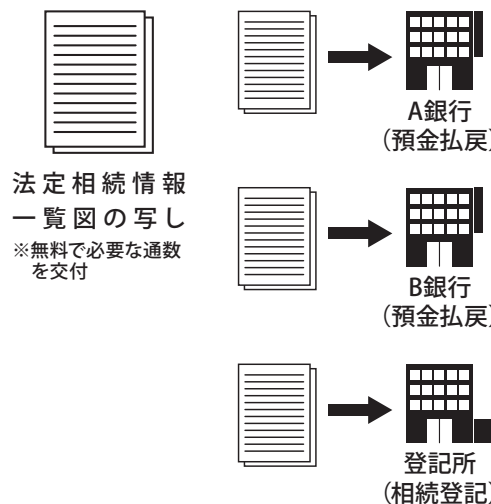
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____ - _____ - _____

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること
※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



弁護士法人

萩原総合法律事務所

代表弁護士：萩原 慎二（はぎわらしんじ）所属弁護士会：茨城県弁護士会



相続問題の解決手段

あなたの相続の悩みに応じた解決手段を提案します

- 相続人調査
- 相続手続代行
- 遺言無効確認の事前調査
- 相続財産清算人
- 相続財産調査
- 相続放棄
- 遺産分割協議
- 遺留分侵害額請求



常総市の**相続問題**は
茨城の弁護士が解決!

相続や事業継承でもめたくない方は弁護士へご相談してください

常総支所



〒303-0031
茨城県常総市水海道山田町 1120-2
田内ビル

TEL. 0297-44-9954

受付時間：平日 9:00～12:00 13:00～17:30
休業日：土日祝日

モノの片付けや整理 お困りごともありませんか？

安心できる遺品整理で解決!

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了までお客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易見積も可能です。
(※一部業者を除く)

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で実績のある業者を紹介するので安心です。



通話料
無料

0120-964-850

受付時間 9:00～18:00(年中無休) 安心できる遺品整理

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

荒井司法書士行政書士事務所

相続手続きって
どうするの？

相続

不動産の
名義変更を
したい

遺産の
相続について
相談したい

登記

名義変更を
しないと
過料があるの？

遺言書を
作成したい

遺言



ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください！



荒井司法書士行政書士事務所が相続手続きの
お手伝いをします！

相続に対する皆さんの不安や煩わしさを少しでも和らげ、
解決できるよう精一杯サポートしたいと思っています。

◀常総市役所より車で2分・駐車場あり

初回無料相談受付中 ※お電話からの事前予約制となります。

荒井司法書士行政書士事務所

茨城司法書士会所属 司法書士 荒井 孝典
茨城県行政書士会所属 行政書士

茨城県常総市水海道栄町 2680-11

☎ 0120-339-478

受付時間：平日 9:30 ~ 18:00



相続、名義変更、登記、遺言など、暮らし
の中のお悩み、お気軽にご相談ください



荒井司法書士行政書士事務所 | 検索

常総市を中心に相続・遺言のトータル
サポート



常総相続遺言相談室 | 検索

発 行 常総市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 令和5年10月

